



中小企業・個人事業者（フリーランス含む）への各種給付制度

*令和2年5月20日時点の内容に基づき作成

田川市内に事業所を有する全ての事業者

1

田川市 新型コロナウイルス感染症対策事業者支援金

対象者

田川市内に事業所を有し
事業を営む事業者

10万円

田川市内に事業所を有し
事業を営む事業者で
福岡県新型コロナウイルス感染症対策本部長の
要請に応じて施設を休止する事業者

20万円

田川市建設経済部産業振興課 企業雇用商工係 TEL 0947-85-7145

売上高が対前年同月比
50%以上減少した

売上高が対前年同月比
30%以上50%未満減少した

新型コロナウイルス感染症の
影響を受けている事業者

2

国の持続化給付金

【法人上限】200万円
【個人上限】100万円

申請期限：令和3年1月15日

持続化給付金事業コールセンター
TEL 0120-115-570

3

福岡県 持続化緊急支援金

【法人上限】50万円
【個人上限】25万円

申請期限：緊急事態宣言を
解除した日の翌月末

福岡県持続化緊急支援金相談窓口
TEL 0570-094-894

田川商工会議所では
各種申請の相談を
受け付けています。
お気軽に
お問い合わせください。



CONTENTS

- P 2-3 新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制措置のポイント
- P 4-5 新型コロナウイルス感染症に関する融資制度等のご案内

「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」

における税制措置のポイント

各地商工会議所
日本商工会議所

(本チラシは2020年4月7日現在の情報を基に作成しております)

法人税、消費税、固定資産税、社会保険料等の納付が猶予されます

- ◆ 収入が大幅に減少している事業者は、**法人税や消費税、固定資産税など、基本的に全ての税目の納税が猶予されます。**また、**社会保険料の納付も同様に猶予**されます。

【適用要件等】

- ✓ 令和2年2月1日から納期限までの一定期間（1か月以上）において、収入が前年同期比概ね20%以上減少した場合、1年間納税を猶予
- ✓ 一時の納税が困難と認められる場合に適用（少なくとも向こう半年間の事業用資金を考慮するなど納税者の状況に配慮）
- ✓ 担保は不要、延滞税・延滞金は全額免除
- ✓ 申請書類の提出が困難な場合は口頭説明も可能など、柔軟に運用

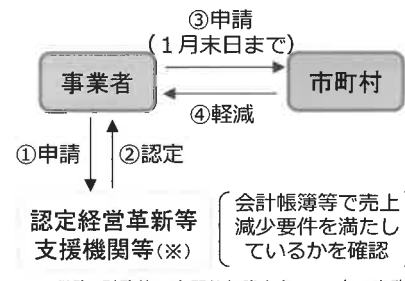
事業用家屋・償却資産の固定資産税が軽減されます

<既存の事業用家屋・償却資産に対する固定資産税・都市計画税の減免>

- ◆ 売上が大幅に減少している中小事業者等に対して、**償却資産と事業用家屋に係る固定資産税及び都市計画税が減免されます（令和3年度課税分）。**

- ✓ 令和3年1月31日までに、認定経営革新等支援機関等の認定を受け、市町村へ申告した者に適用
- ✓ 売上減少割合に応じて、以下のとおり軽減

令和2年2月～10月までの任意の3ヶ月間の売上高の対前年同期比減少率	減免率
30%以上50%未満減少	2分の1
50%以上減少	全額



※税務、財務等の専門的知識を有し、一定の実務経験を持つ支援機関など(税理士、公認会計士など)

<新規設備投資に対する固定資産税の減免>

- ◆ 現行の中小企業に対する固定資産税の軽減措置（生産性向上特別措置法に基づく特例措置）において、償却資産に加え、**事業用家屋と構築物も対象となります。**

【適用要件等】

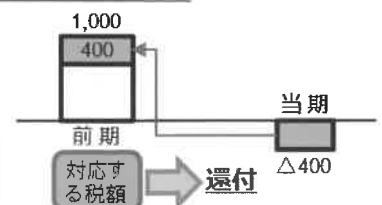
- ✓ 事業用家屋は、取得価格の合計額が300万円以上の先端設備等とともに導入されたもの。構築物は、旧モデル比で生産性が年平均1%以上向上する一定のもの
※ 事業用家屋、構築物ともに中小事業者等の認定先端設備等導入計画に位置付けられたもの
- ✓ 固定資産税の軽減割合は、3年間ゼロ～1/2以下（市町村の条例で定める割合）
- ✓ 生産性向上特別措置法の改正を前提に令和4年度まで2年間延長

欠損金の繰戻し還付が中堅企業でも利用できます

- ◆ 中小企業に加え、**中堅企業でも欠損金の繰戻し還付が利用できます。**

- ✓ 中堅企業（資本金1億円超10億円以下の法人（※））の令和2年2月1日～令和4年1月31日までの間に終了する事業年度に生じた欠損金対象
※大規模法人（資本金10億円超）の100%子会社等を除く

還付請求できる法人税の額 = 前期の法人税額 × 当期の欠損金額 ÷ 前期の所得金額
※前期の所得金額が限度



テレワーク導入支援のため、設備投資減税が拡充されます

- ◆ 「中小企業経営強化税制」において、**テレワーク等のための設備投資に係る新たな類型が追加**されます。

【中小企業経営強化税制の概要】

- ✓ 中小企業経営強化法の認定を受けた「経営力向上計画」に基づく設備投資に対して、即時償却 or 税額控除10%（一部7%）を選択適用

＜現行の設備類型＞

生産性向上設備（A類型）

要件：生産性が年平均1%以上向上改善する設備

収益力強化設備（B類型）

要件：投資利益率5%以上の投資計画に係る設備

デジタル化設備（新類型）

要件：遠隔操作、可視化、自動制御化のいずれかに該当する設備

- ◆ 機械装置（160万円以上）
- ◆ 工具（30万円以上）
- ◆ 器具備品（30万円以上）
- ◆ 建物附属設備（60万円以上）
- ◆ ソフトウェア（70万円以上）



売上減少により、消費税の課税選択をやめることができます

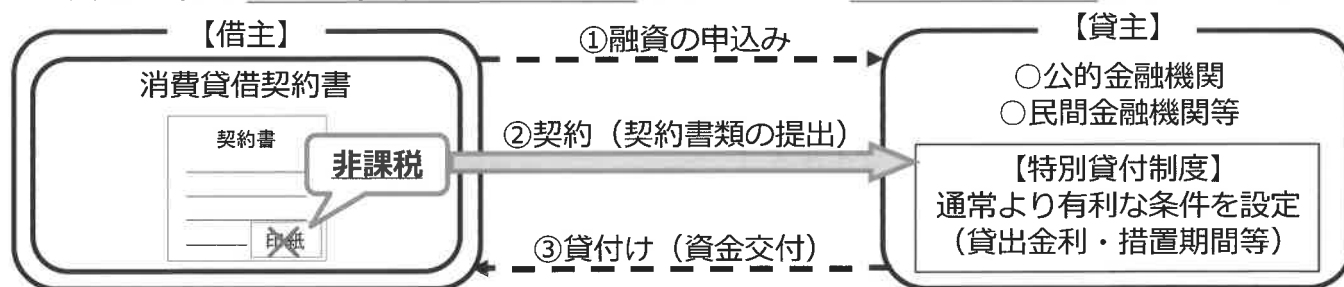
- ◆ 売上が著しく減少した事業者において、**課税期間中であっても、課税選択をやめる（免税事業者に戻る）**ことなどが可能となる特例が創設されます。

【適用要件等】

- ✓ 法律の施行後に申告期限が到来し、かつ、令和2年2月1日以降、令和3年1月31日までの期間に売上減少*が生じた事業者
- ※ 一定期間（1か月以上）における売上が前年同期比概ね50%以上減少
- ✓ 当該課税期間の申告期限までに申請書を提出（税務署長の承認が必要）
- ✓ 基準期間における課税売上高が1,000万円以下等

特別貸付に係る印紙税が非課税となります

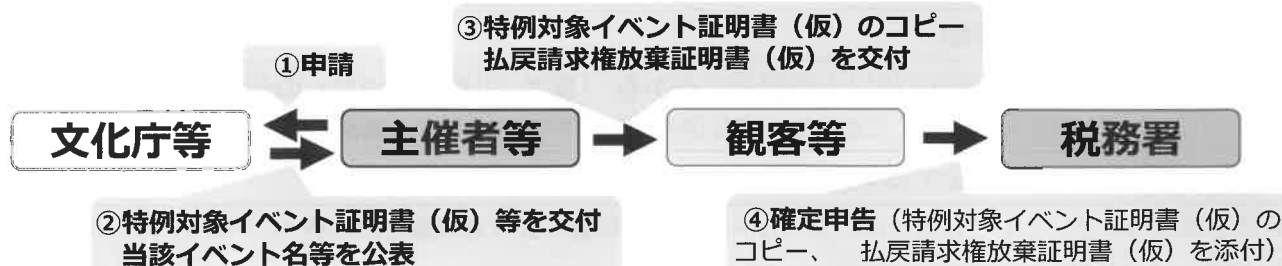
- ◆ 公的金融機関や民間金融機関等が、新型コロナウイルスの影響を受けた事業者に対して行う**特別貸付けに係る契約書**については、**印紙税が非課税**となります。



チケット代金払戻しの放棄によって、寄附金控除が受けられます

- ◆ 文化芸術・スポーツイベントの中止等に伴い、**観客等がチケット代金等の払戻しを求めなかった場合、その金額は寄附とみなされ、寄附金控除の対象**となります。

【寄附金控除の適用までの流れ】



新型コロナウイルス感染症に関する 融資制度等のご案内

当所では、新型コロナウイルス感染拡大の影響により資金繰りにお困りの事業所に対して、融資金般に関するご相談を受け付けております。

日本政策金融公庫の融資のご案内

【国民生活事業】新型コロナウイルス感染症特別貸付

ご利用いただける方	新型コロナウイルス感染症の影響を受けて一時的な業況悪化を来し、次のいずれかの要件に該当する方であって、中長期的に業況が回復し発展が見込まれる方 (1)最近1ヵ月の売上高が、前年または前々年の同期と比較して、5%以上減少 (2)業歴が3ヵ月以上1年1ヵ月未満の場合等は、最近1ヵ月の売上高が、次のいずれかと比較して、5%以上減少 ①過去3ヵ月（最近1ヵ月含む）の平均売上高 ②令和元年12月の売上高 ③令和元年10~12月の平均売上高		
資金のお使いみち	新型コロナウイルス感染症の影響に伴う社会的要因等により必要とする設備資金および運転資金		
融資限度額	別枠 6,000万円		
ご返済期間 (据置期間)	設備資金：20年以内（うち5年以内） 運転資金：15年以内（うち5年以内）		
利率（年）	3,000万円以下	当初3年間：基準（災害）-0.9%	3年経過後：基準（災害）
	3,000万円超	基準（災害）	
担保	無担保		
実施機関	日本政策金融公庫（国民生活事業）		

※令和2年3月17日時点 基準（災害）1.36%

特別利子補給制度

ご利用いただける方	上記の新型コロナウイルス感染症特別貸付を受けている方であって、次のいずれかの要件に該当する方 (※1)小規模事業者とは、卸・小売業、サービス業は「常時使用する従業員(※)が5名以下の企業」、それ以外の業種は「同20名以下の企業」をいう。中小企業者とは、この他の中小企業をいう。 (※)労働基準法上における「予め解雇予告を必要とする者」 (※2)売上高要件の比較は、上記貸付で確認する最近1ヵ月に加え、その後2ヵ月も含めた3ヵ月間のうちのいずれかの1ヵ月で比較。	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>小規模事業者</td> <td>中小企業者</td> </tr> <tr> <td>個人</td> <td>要件無し</td> <td>売上高▲20%以上</td> </tr> <tr> <td>法人</td> <td>売上高▲15%以上</td> <td>売上高▲20%以上</td> </tr> </table>			小規模事業者	中小企業者	個人	要件無し	売上高▲20%以上	法人	売上高▲15%以上	売上高▲20%以上
			小規模事業者	中小企業者								
個人	要件無し	売上高▲20%以上										
法人	売上高▲15%以上	売上高▲20%以上										
補給限度額	上記の融資限度額のうち、3,000万円以下の部分											
補給期間	当初3年間											
補給率	上記の3,000万円以下の部分にかかる「基準（災害）-0.9%」の利子（支払利息）(※) (※)一旦公庫にご返済後、支払済み利子額を実施機関から補給											
実施機関	政府の指定する実施機関（現時点では未定）											

※経済産業省パンフレット「新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者の皆様へ」（令和2年3月13日・20:00版）より作成。

補助金・助成金制度のご案内

持続化補助金

小規模事業者の販路開拓等のための取り組みを支援

対 象	小規模事業者等
補助上限	50万円（特別枠などは100万円） ※特別枠の申請要件は補助対象経費の1/6以上がサプライチェーンの毀損対応、非対面型ビジネスモデルへの転換、テレワーク環境整備のいずれかに合致する投資であること
補助率	2/3以内（特別枠に該当する場合はA類型2/3、B・C類型3/4）
締切日	〈特別枠〉 8月7日 〈一般・特別枠〉 10月2日 〈一般〉 令和3年2月5日

ものづくり・商業・サービス補助金

新製品・サービス開発や生産プロセス改善等のために必要な設備・システム投資等を支援

対 象	中小企業・小規模事業者等
補助上限	原則1,000万円 +50万円（特別枠の場合に限り、事業再開枠の上乗せが可能）
補助率	1/2（小規模事業者は2/3、特別枠に該当する場合はA類型2/3、B・C類型3/4） ※特別枠の要件は持続化補助金と同じ
締切日	8月3日に3次締切、11月に4次締切、令和3年2月に5次締切を設ける予定

※申請には「GビズIDプライムアカウント」の取得が必要

IT導入補助金

ITツール導入による業務効率化等を支援

対 象	中小企業・小規模事業者等
補助額	30～450万円
補助率	1/2以内（特別枠は2/3もしくは3/4以内） ※特別枠の要件は持続化補助金と同じ
公募スケジュール	5月11日～12月下旬まで（交付申請期間）

※申請には「GビズIDプライムアカウント」の取得が必要

田川商工会議所 今後の主な行事予定

6月24日(水) 女性会正副会長会議

6月26日(金) 常議員会

通常議員総会

7月1日(水) 正副会頭会議

7月2日(木) 女性会役員会

7月8日(水) 田川市観光協会環境整備部会
花植替え作業（JR田川後藤寺駅）

7月14日(火) 市民公園清掃（成道寺公園）

みんなの安心、労働保険。働くよろこび、労働保険。

労働保険 労災保険/雇用保険 の年度更新

令和2年度

6/1月

8/31月まで

◇電子申請を是非ご利用ください。 ◇口座振替による納付が便利です。

令和2年度の雇用保険料率 令和2年4月1日から令和3年3月31日までの雇用保険料率は次のとおりです。

事業の種類	①労働者負担 (失業等給付・育児休業給付の保険料率のみ)	②事業主負担	失業等給付・ 育児休業給付の 保険料率	雇用保険 二事業の 保険料率	①+② 雇用保険料率
一般の事業	3/1000	6/1000	3/1000	3/1000	9/1000
農林水産/清酒製造の事業	4/1000	7/1000	4/1000	3/1000	11/1000
建設の事業	4/1000	8/1000	4/1000	4/1000	12/1000

◆厚生労働省のHP『URL』は「<http://www.mhlw.go.jp/>」です。

田川商工会議所 労働保険事務組合

コスト↓ 労力↑

商工会議所支援
メニューのご紹介



労働保険事務組合に委託すると

- 👑 書類作成代行等で事務が簡単に！
- 👑 分からないことが気軽に聞ける！
- 👑 分割納付が可能！事業主も労災加入OK！等



手間のかかる労働保険※の手続きは 田川商工会議所にお任せください。

※「労働保険」とは、政府が管理し運営する強制保険であり、「労災保険」と「雇用保険」を総称した名称です。原則として労働者を1名でも雇っていれば、事業主は加入手続きを行い、労働保険料を納付しなければなりません。

■労働保険事務組合とは事業主の皆さんが行う労働保険に関する事務手続きを事業主に代わって行うことの出来る、厚生労働大臣が認可した中小事業主等の団体です。

田川商工会議所 労働保険事務組合 〒826-0025 田川市大黒町3-11

TEL 0947-44-3150 FAX 0947-45-6073

Web Solution Webサイトデザイン・コンテンツ制作/Webサイトのトータルコンサルティング Creative Japan

ホームページ制作

ホームページを
はじめてみませんか？

インターネットの普及で、企業や商店のホームページがますます効果的になっています。

会社の営業案内から、ネットショッピングサイトまで、ぜひ当社にご相談ください。



お客さまご紹介Vol.91

株式会社 ウエスト・マネージメント 様

<https://west-mgt.co.jp/>

香春町で建設機械の仕入れ販売をされているウエスト・マネージメント様のWebサイトを作成しました。輸出事業も行われているため、Google翻訳機能を設置。英語、韓国語、中国語(繁体字、簡体字)に翻訳できます。



株式会社 クリエイティブジャパン

〒825-0018 福岡県田川市番田町2-1たがわ情報センター1F

TEL 0947-46-1067 FAX 0947-46-1068 <https://creative-j.jp>

▼たがわ情報センターはこちら

<http://joho-tagawa.jp>